

沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン (概要版)

平成 29 年 3 月

沖縄県

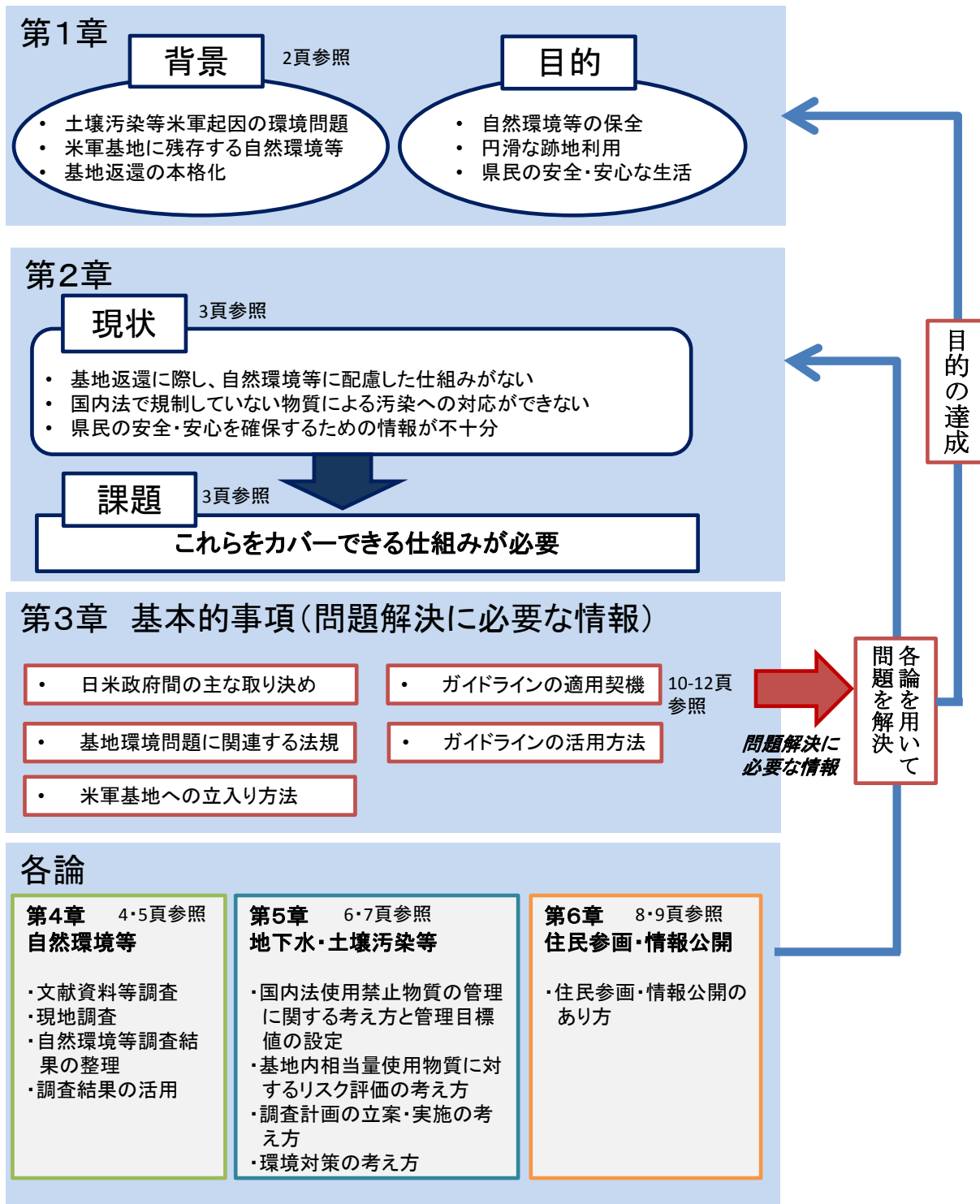
沖縄県米軍基地環境調査ガイドラインとは

米軍基地から派生する諸問題のうち、環境面からの問題解決に資するため、国、県及び関係市町村の適切な役割分担のもと、技術的・制度的な対応のあり方を示し、国及び関係市町村等と連携した新たな環境保全の仕組みの構築を目指すものである。

1. ガイドラインの内容

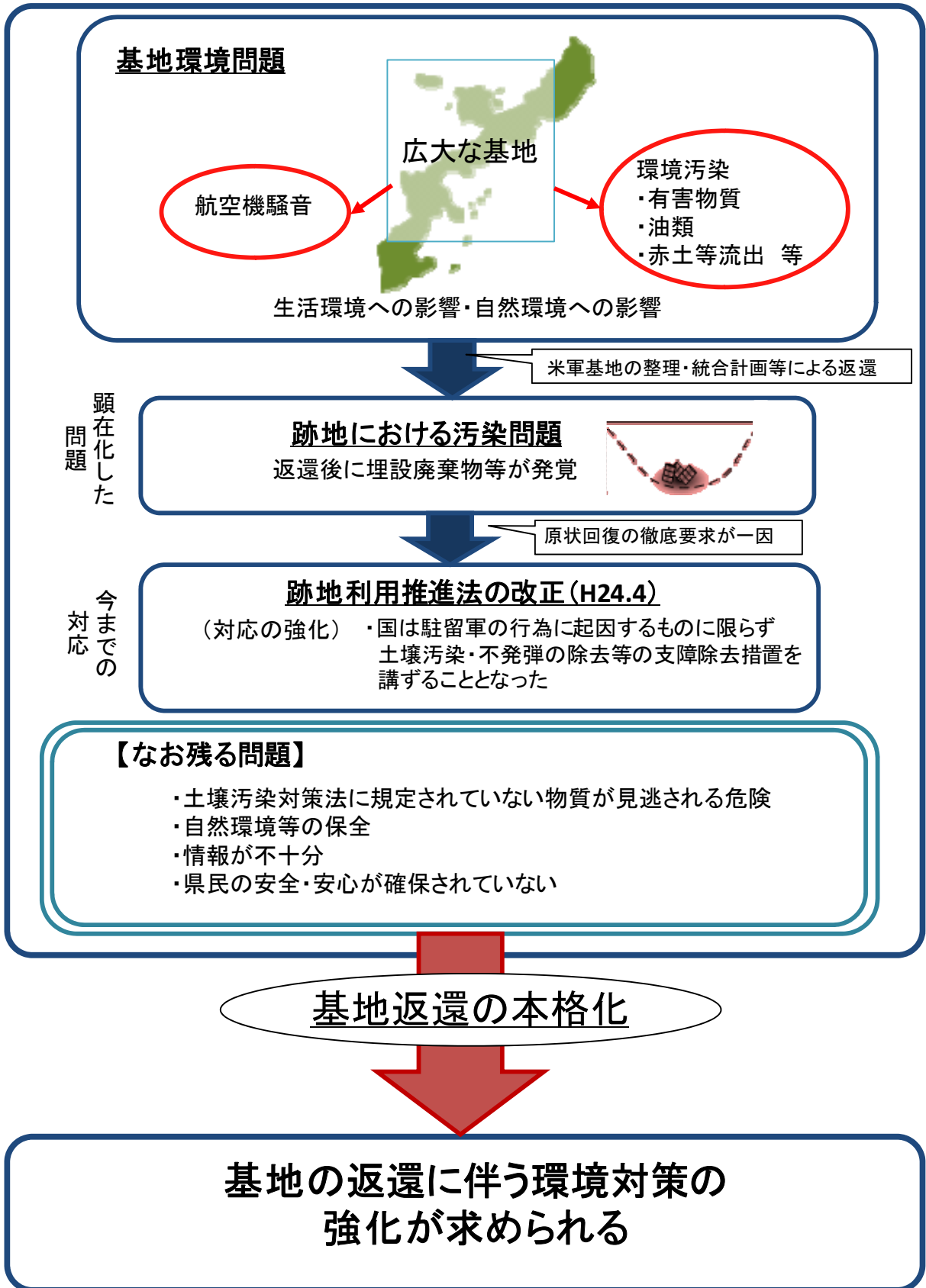
(1) ガイドラインの構成

ガイドラインの構成は以下のとおりである。



(2) ガイドライン策定の背景

ガイドライン策定の背景は以下のとおりである。



(3) 現状と課題

ガイドライン策定にあたり「なお残る問題」を以下の表のとおり整理した。

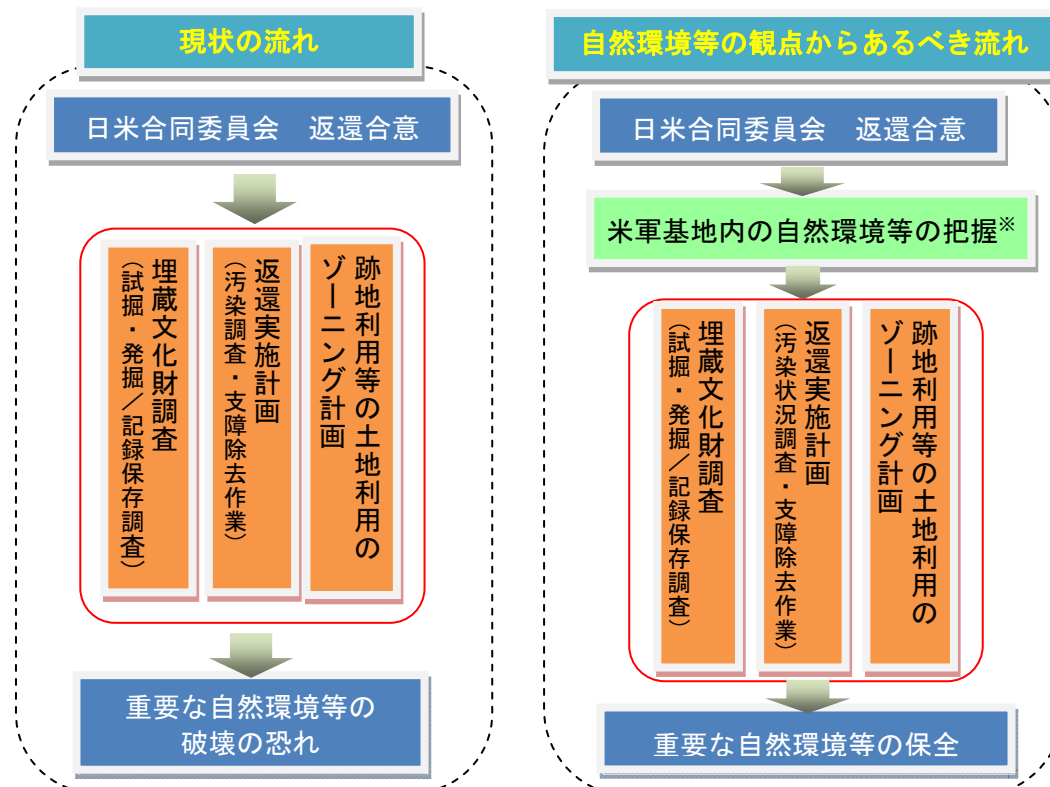
現状	課題
<p>(1) 米軍基地の返還に際しては、自然環境等に配慮した仕組みがなく、自然環境等の保全が十分ではない。</p>	<p>① 基地返還時に、自然環境等の保全の観点から跡地利用に係る計画や調査が策定又は実施される仕組みが必要。</p>
	<p>② 跡地利用に係る計画や調査において容易に活用されるような自然環境等調査結果の取りまとめ方が必要。</p>
	<p>③ 周辺住民等の理解・協力のもと、上記計画等による自然環境等保全が図られる仕組みが必要。</p>
<p>(2) 米軍基地内では、跡地利用推進法や土壤汚染対策法等に規定されていない物質についてもその使用のおそれがあるが、現在のスキームではその汚染が見逃されるもしくは対応に多大な時間を要する可能性がある。</p>	<p>① 米軍基地内で土壤汚染や地下水汚染のおそれがある物質について対応できる仕組みが必要。</p>
<p>(3) 返還跡地のうち、盛土造成された土地から埋設廃棄物等が発見され、それに起因する土壤汚染が顕在化している。</p>	<p>① 米軍基地の返還時に、盛土造成された地点に特化した調査手法が必要。</p>
<p>(4) 米軍の活動に起因する環境問題について、提供される情報が十分ではなく、健康影響を受ける可能性のある人々や県民の安全・安心が確保されていない。</p>	<p>① 健康影響を受ける可能性のある人々が、その対応について意思を表するとともに、情報を提供する仕組みが必要。</p>
	<p>② 情報の公開等に係る関係公的機関の取り組みについての検討が必要。</p>

(4) 自然環境等に関する対応

(ポイント)

自然環境等調査を、基地返還に際し策定される計画や実施される調査等より前に実施し、その結果を各種計画策定や調査等（例：土地利用のゾーニング）に活用することで、重要な自然環境等の保全が図られる。

また、調査結果は基本的に公表し、自然環境等調査を実施した機関以外の主体が、その他計画等を作成する際に活用できるよう、情報の共有を図ることとする。



※自然環境等調査は、日米合同委員会における返還合意後、速やかに実施する必要があるが、返還合意から返還までの期間は、一律に定められていないことに留意する必要がある。

(調査の流れ)

①文献資料等調査

文献資料等を用いて、地域特性等を把握し、地域特性が現状を現しているか概略踏査で確認。

②現地調査

配慮されるべき環境要素について、調査計画を立案し、現地調査を実施。

③自然環境等調査の結果の整理

①及び②の結果を、返還に際して策定する計画や実施する調査等に活用できるよう整理。

④調査結果の活用

③を返還に際して策定する計画や実施する調査等に活用。

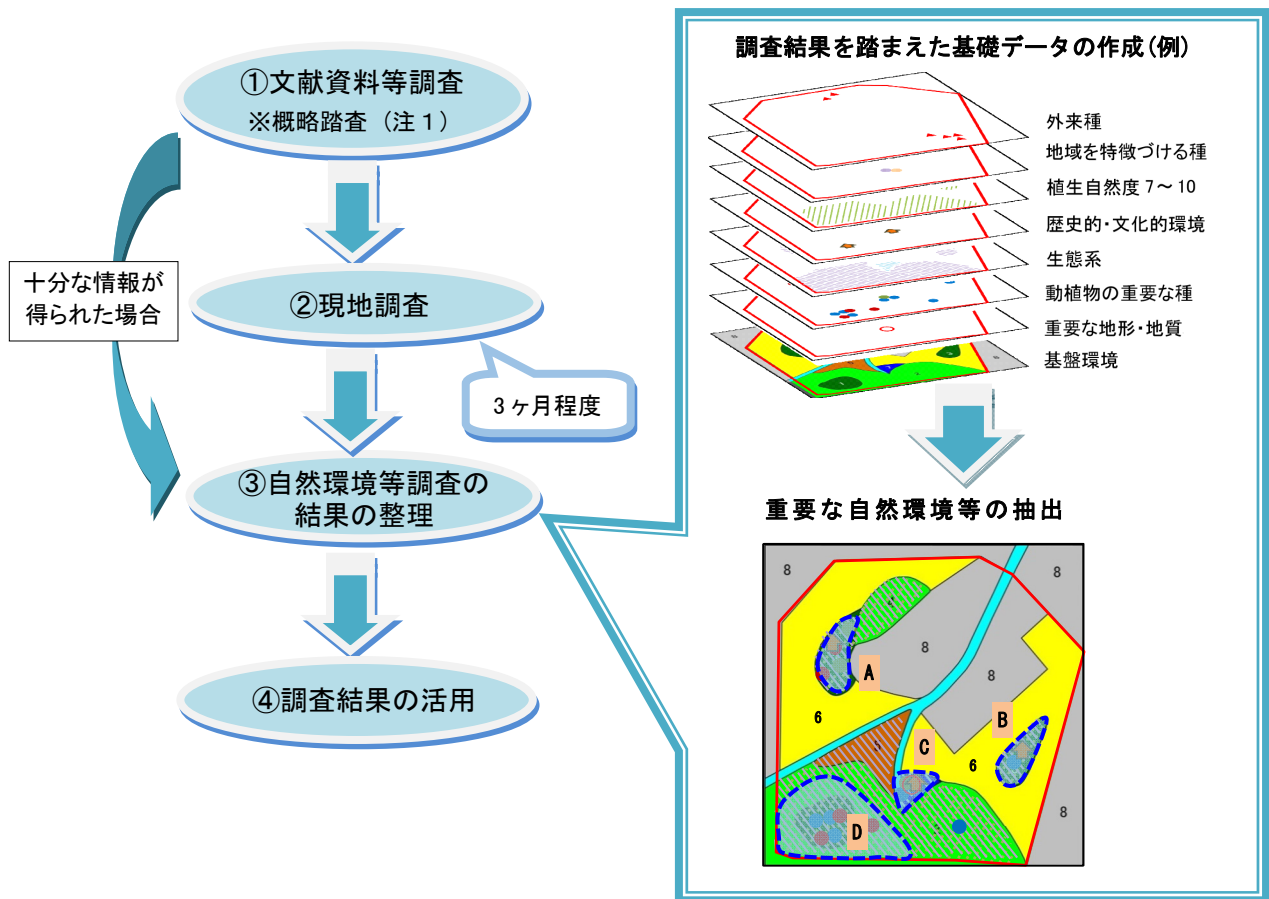
※①の結果、十分な情報が得られた場合は、②は省略できる。

※現地調査は、原則一季（3ヶ月程度）とする。

※「地域特性」とは、対象基地内及び必要に応じて対象基地周辺に係る自然環境等の状況のこと。

※「概略踏査」とは、文献資料等調査で把握した情報を用いて分布図を作成し、対象基地内における踏査経路を設定し、設定した踏査経路に沿って現地踏査を行い、作成した分布図との整合を確認すること。

※「環境要素」とは、地形・地質、陸域生物・海域生物、陸域生態系・海域生態系、歴史的・文化的環境のこと。



(注1) : 米軍基地内への立入申請が必要となる

(注2) : 調査結果の公表にあたっては、希少な動植物の生息・生育に関する情報については、配慮すること。

(調査結果の活用方法)

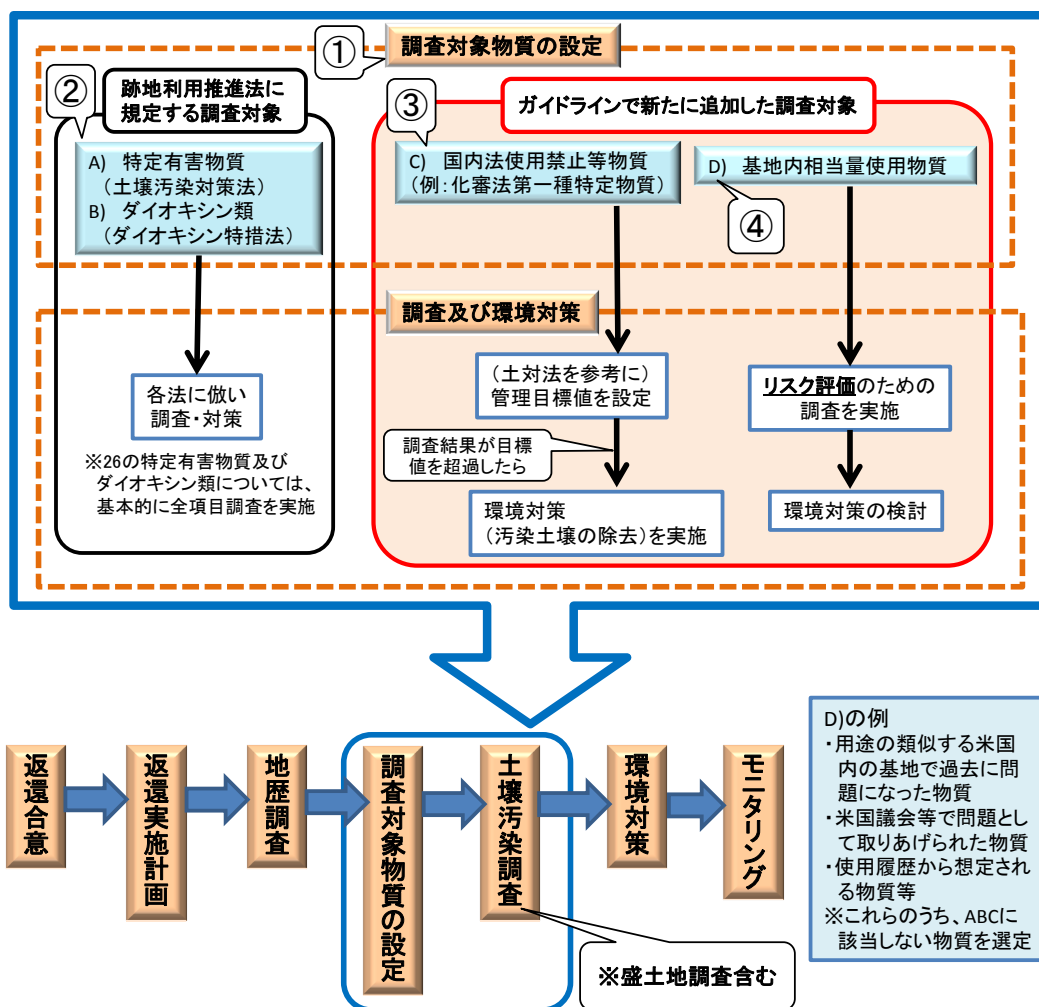
計画・調査 [主体]	根拠法令	活用の時点
跡地利用計画[主に市町村]	無し	土地利用のゾーニングの検討時
土地区画整理事業 (環境影響評価手続)[事業者]	環境影響評価法、 沖縄県環境影響評価条例	環境影響評価手続における既存資料の収集時
返還実施計画 (支障除去措置)[国(防衛省)]	跡地利用推進法 第8条	支障除去の範囲や手法の選定時
埋蔵文化財調査 [県、市町村の教育委員会等]	文化財保護法 第92条~108条	埋蔵文化財調査の実施時

(5) 地下水・土壤汚染等に関する対応

(ポイント)

支障除去措置のうち、土壤汚染の調査対象項目として、国内法令で規制されている物質の他に、米軍基地内で特徴的に土壤汚染の懸念がある物質を追加するとともに、廃棄物が埋設されている可能性のある土地での調査方法（盛土地調査）を具体化し、基地返還に際し見逃される汚染がないよう、対策を強化した。

なお、土壤汚染関連の国内法令で基準値等が設定されていない物質については、リスク評価手法を用いて対策目標レベルを設定している。



- ①地歴調査の結果をもとに、調査対象項目を設定。
- ②調査対象項目のうち、特定有害物質（土壤汚染対策法）及びダイオキシン類（ダイオキシン特措法）については、各法律に倣い調査及び対策を実施する。
※ただし、特定有害物質は、その全てを調査対象とする。
- ③調査対象項目のうち、国内法使用禁止等物質（例：化学物質の審査及び製造等の審査に関する法律 第一種特定化学物質）については、土対法を参考に管理目標値を設定し、調査及び対策を実施する。
- ④調査対象項目のうち、基地内相当量使用物質(※1)については、リスク評価(※2)のための調査を実施し、それをを用いて対策目標レベルを設定し対策を検討する。

※1 基地内相当量使用物質とは…

他の一般地域においては利用されない又は極めて少ない等により土壌汚染に関する国内法令としての規制等の対象とはなっていないが、米軍基地内においては相当量の使用が見込まれる有害物質を意味する。

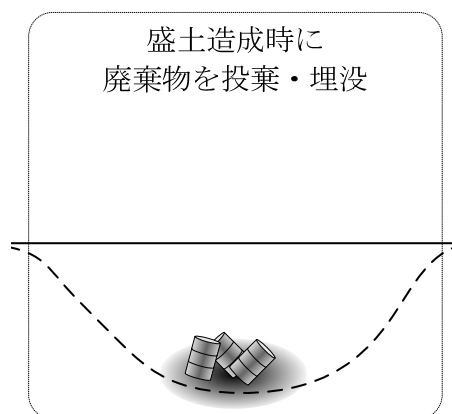
※2 リスク評価とは…

人や環境中の生物などに対して悪影響が起こる可能性を、科学的な方法により予測評価すること。有害性評価によって得られる化学物質のばく露量（ばく露濃度や摂取量）と影響の関係と、ばく露評価によって予測されるばく露量の両方からリスクを定量化し、不確実性を加味した上でリスクの懸念の高さを明らかにするもの。

（盛土地調査）

廃棄物が埋設されている可能性のある場所で、汚染の有無を把握する土壌汚染調査の方法の一つ。

- ① 米軍基地が建設される以前は谷地であるなど、米軍基地建設後に土地の盛土造成がなされた土地を抽出。
- ② 表層から米軍基地建設前に地表面であった深度まで土壌を採取し、含有する化学物質濃度を測定することで汚染の有無を把握する調査。

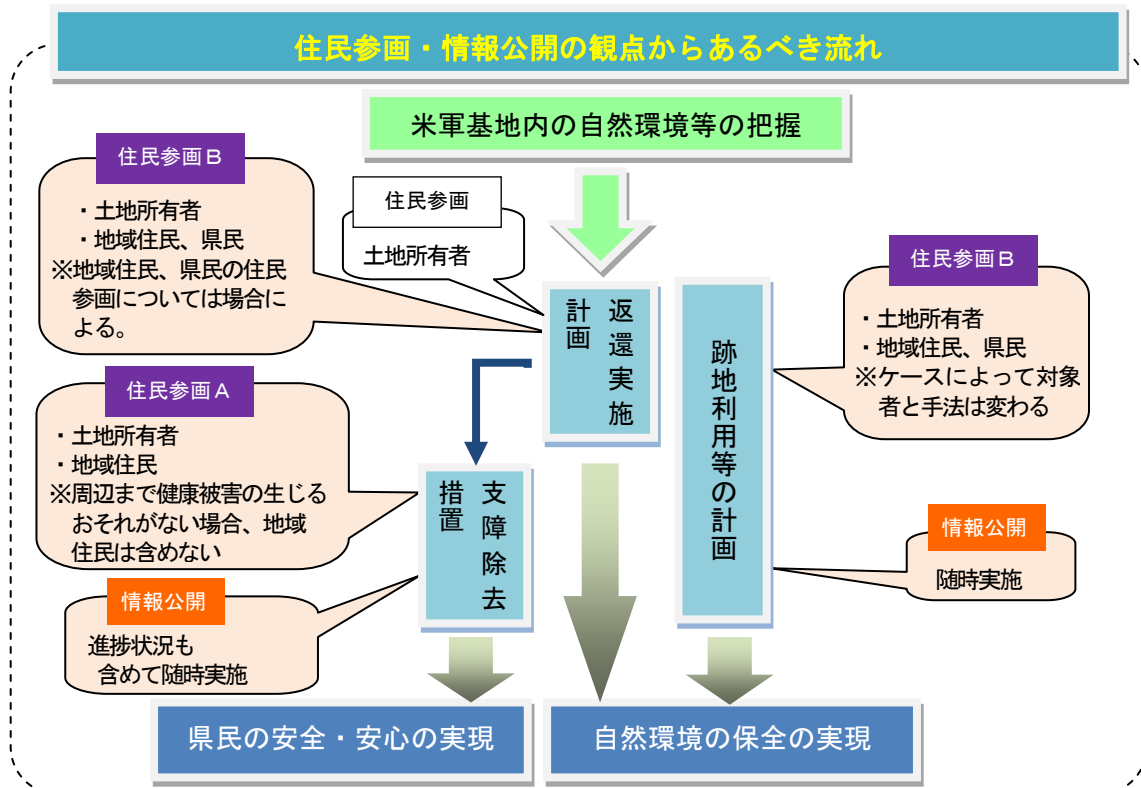
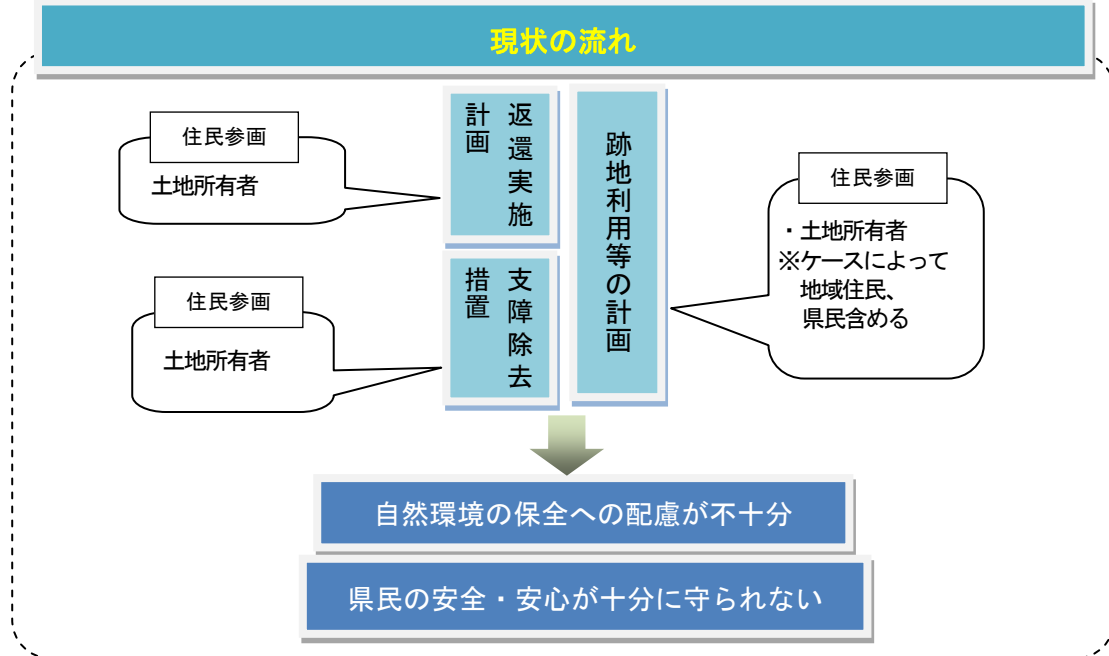


盛土地調査対象地のイメージ図

(6) 住民参画・情報公開に関する対応

(ポイント)

基地返還時における各種計画策定及び計画実施時には、住民参画・情報公開を積極的に行う。



- 住民参画 A** : 周辺まで健康被害の生じる恐れがある場合は、地域住民も含めた住民参画を実施することにより、県民の安全・安心の実現を目指す。
- 住民参画 B** : ケースによって県民まで含めた住民参画を実施し、県民の財産である自然に配慮した各種計画を策定することにより、自然環境等の保全の実現を目指す。

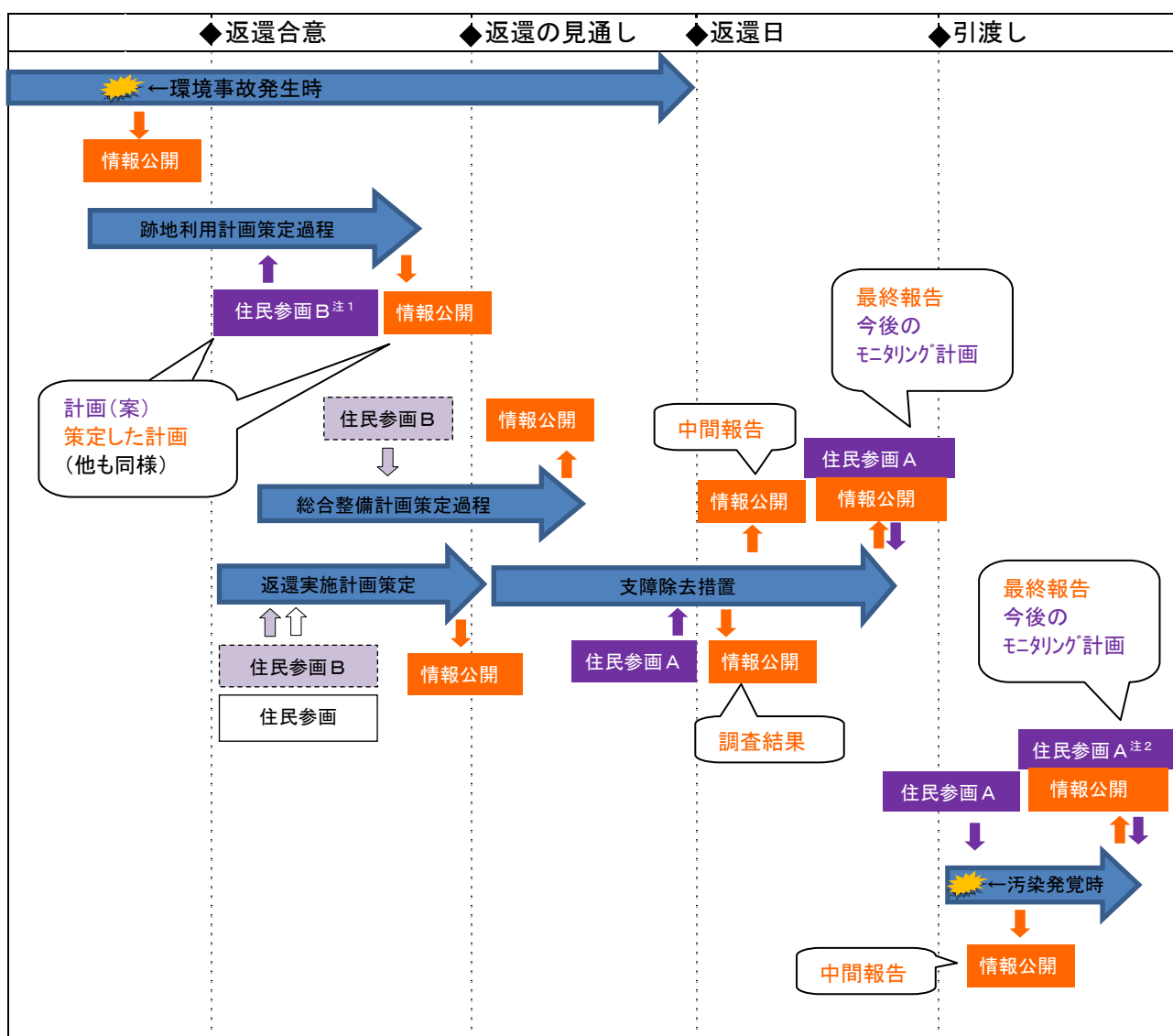
(実施のイメージ)

運用中の基地における環境事故発生時については、国、県、市町村で協力して情報の収集、共有を行い、事態に応じて臨機応変に情報公開等の対応を行う。

また、平時から環境事故の発生に備えて米軍との連携のあり方について三者で協議しておく。

跡地において汚染が発覚したときは、周辺まで健康被害の生じるおそれがある場合、地域住民まで含めた住民参画を実施するものとする。

住民参画と情報公開を環境事故発生時、跡地利用計画策定過程、返還実施計画策定段階等の適切な時期において行うことで、県民の安全・安心の実現、自然環境等の保全を図る。

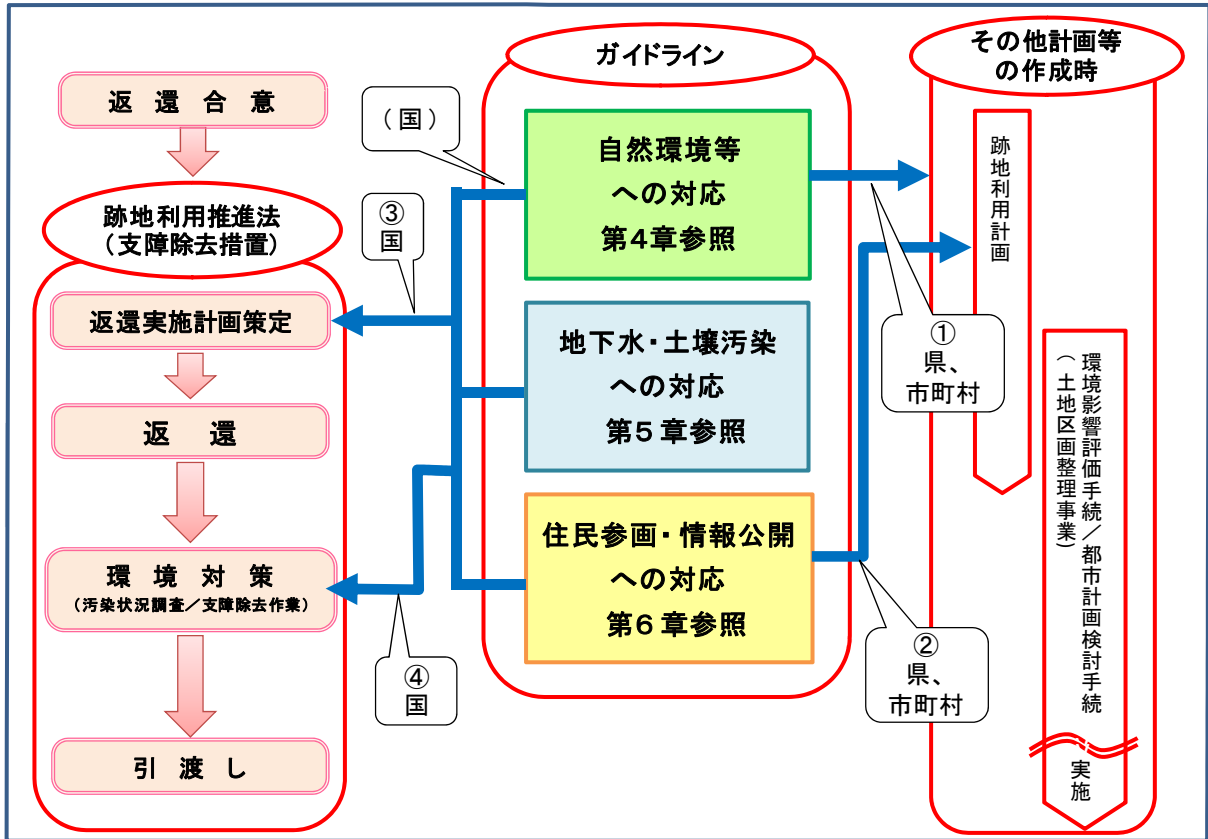


注1：跡地利用計画策定過程において、自然環境等の保全に関する住民参画（B）が実施され、その内容が引き継がれれば、後続の計画策定の際に同内容の住民参画を実施する必要は無い。

注2：環境汚染や健康被害の拡大を未然に防ぐために緊急の対応が必要な場合、住民参画の実施は現実的に難しいこともある。

2. 活用のタイミング

(1) 返還合意から引渡しまで（返還予定地）：日米合同委員会で返還が合意されたとき

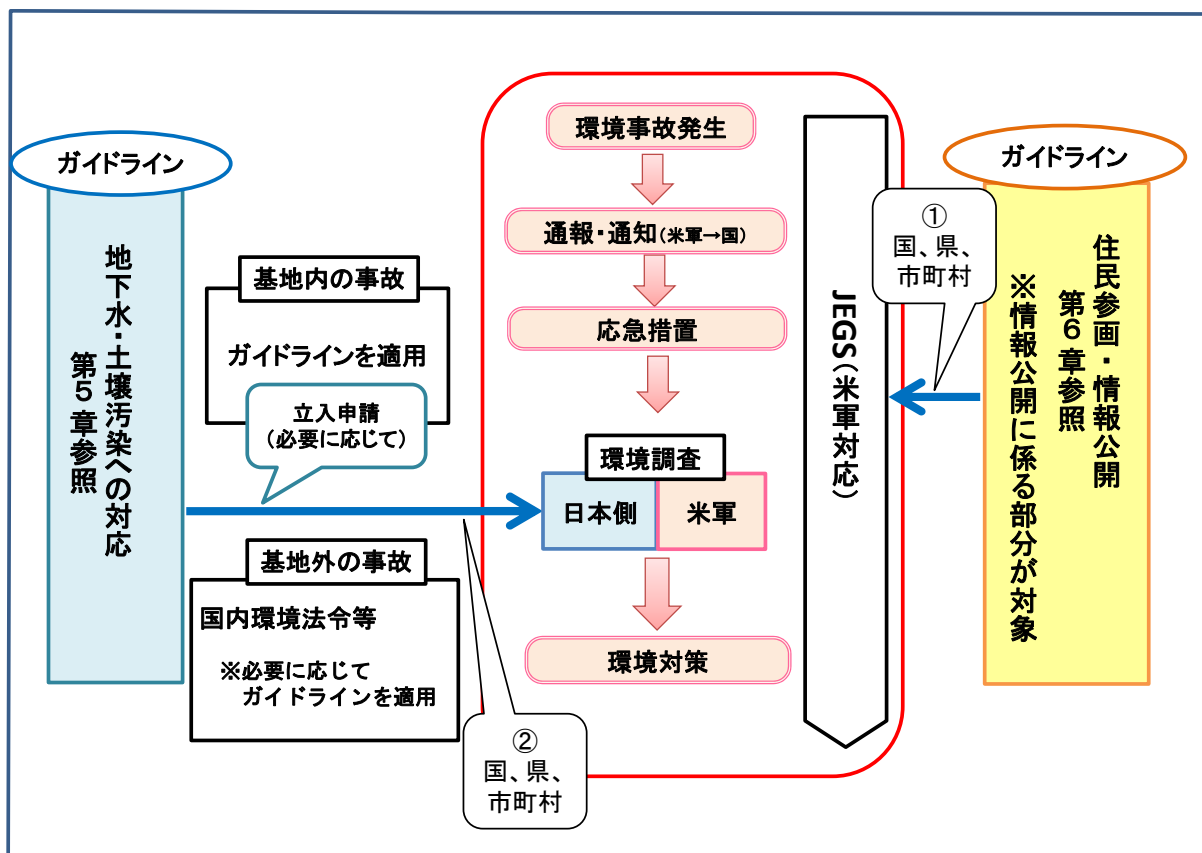


- ①県または市町村は、自然環境等調査を実施し、その結果を跡地利用計画等の策定に活用するとともに、他の主体が計画策定等に活用できるよう、調査結果の共有に努める。
- ②県または市町村は、跡地利用計画策定に際しては、住民参画・情報公開に適切に対応する。
- ③国は、返還実施計画策定に際しては、自然環境等調査の結果を踏まえるとともに、ガイドラインに記載した地下水・土壌汚染及び住民参画・情報公開についても、適切に対応する。
- ④国は、返還実施計画に基づく環境対策に際しては、自然環境等調査の結果を踏まえるとともに、ガイドラインに記載した地下水・土壌汚染及び住民参画・情報公開についても、適切に対応する。

(活用方法)

分野	活用の時点	項目[実施機関]	活用の方法
自然環境等	・自然環境等の把握	自然環境等調査 [国、県、市町村]	・調査のための立入申請手続 ・文献資料等調査、概略踏査、現地調査 ・支障除去措置等時の環境配慮
地下水・土壌汚染	・返還実施計画の立案時	返還実施計画作成及び支障除去措置 [国]	・支障除去、環境対策、モニタリングの範囲や手法の選定
住民参画・情報公開	・地下水・土壌汚染発覚時		・住民参画・情報公開の計画立案及び運用

(2) 環境事故発生時（運用中の基地）：米側から日本側への環境事故発生の通知があったとき、あるいは米側からの通報はないが、日本側として環境汚染を疑う事象が発生したとき



①米軍の行為に起因する環境事故が発生した際には、国、県及び関係市町村のいずれかは、必要に応じて、情報公開を行う。

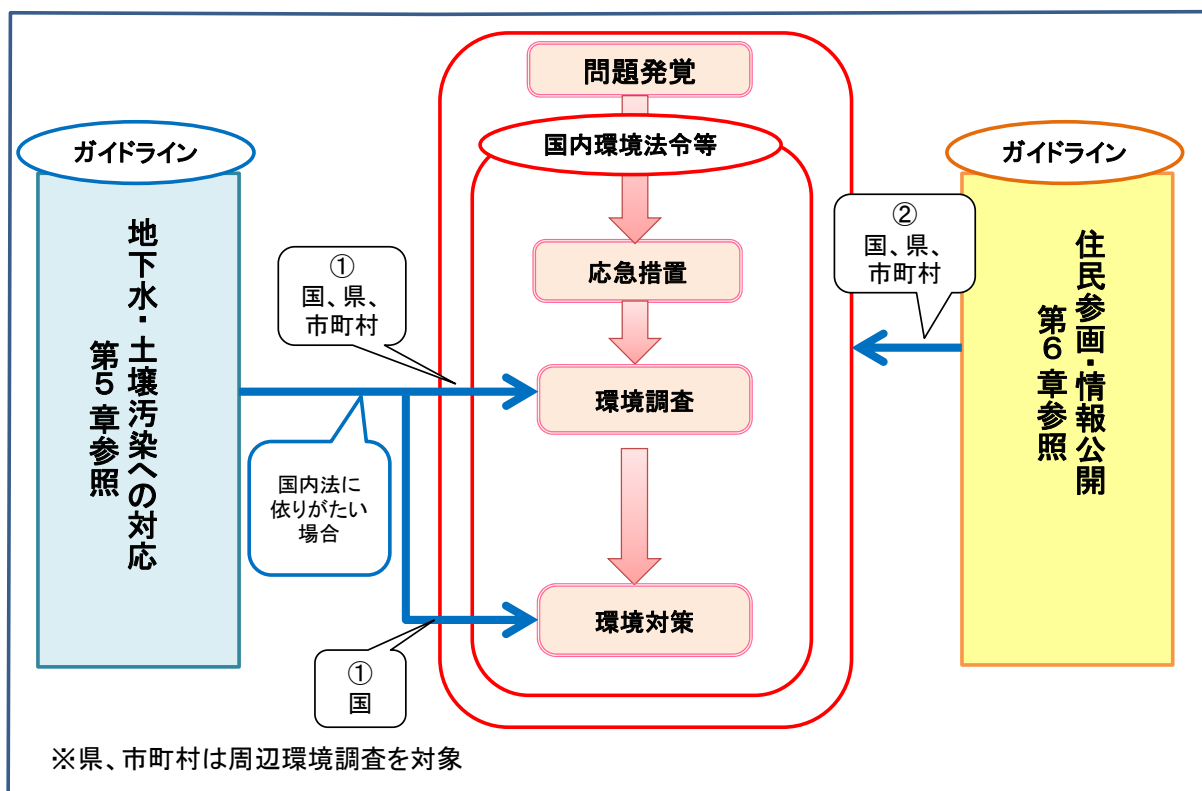
②国、県及び市町村のいずれかは、必要に応じ、国内環境法令等に倣い、あるいはガイドラインの調査・分析方法を用いて、当該事故現場周辺における環境調査を実施する。

※発生場所が米軍基地内の場合、環境補足協定等に基づき、立入申請が必要となる。

(活用方法)

分野	活用の時点	項目[実施機関]	活用の方法
地下水・土壌汚染	・環境事故発生時	・環境調査（基地内事故） [国、県、市町村]	・立入及びサンプリングの要請 ・環境調査の検討・実施 ・環境対策の要請
		・環境調査（基地外事故） [国、県、市町村]	・環境調査の検討・実施 ・環境対策の要請
住民参画・情報公開		・事故対応 [国、県、市町村]	・事故発生の通知 ・情報公開

(3) 返還跡地における汚染発覚時（返還跡地）：返還跡地で米軍活動に起因する新たな汚染が発覚したとき



- ①返還跡地において、米軍由来の埋設物による汚染が発覚した際は、国内環境法令等に基づき、あるいはガイドラインの方法を用いて、国は環境調査及び環境対策を実施する。また、県及び関係市町村は、必要に応じ、当該跡地周辺において環境調査を実施する。
- ②国は、ガイドラインに沿って適切な情報公開に努め、必要に応じ当該跡地周辺の住民を対象とした住民参画を検討し、県及び関係市町村は、国の実施する住民参画に協力する。

(活用方法)

分野	活用の時点	項目[実施機関]	活用の方法
地下水・土壌汚染	・米軍由来の汚染発覚後	<ul style="list-style-type: none"> ・環境調査、環境対策 [国] ・周辺環境調査 [県、市町村] 	・地下水・土壌汚染等調査の支障除去計画への反映
住民参画・情報公開			・住民参画・情報公開の計画立案及び運用

3. 米軍基地環境カルテとは ～ガイドラインとの関係～

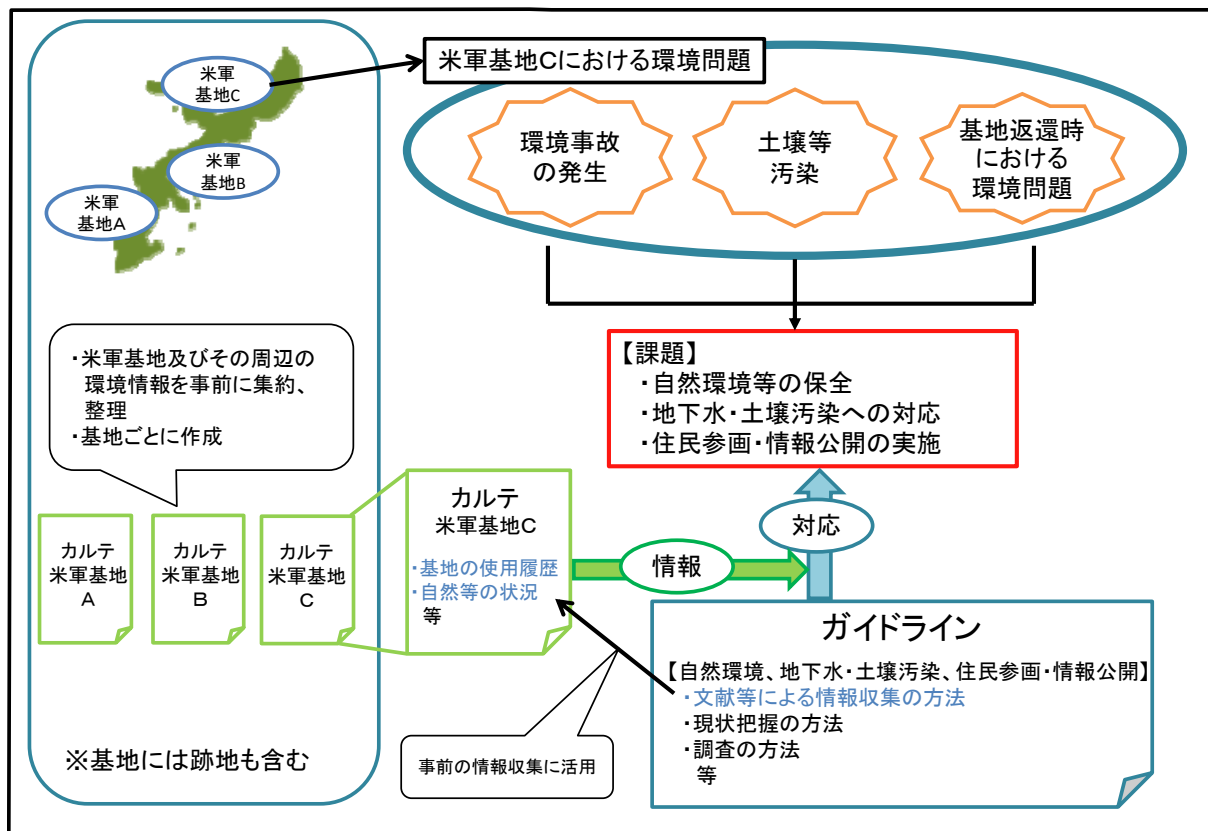
環境カルテは、ガイドラインに沿った対応を検討する際に必要となる米軍基地及びその周辺の環境情報を事前に集約した、基地ごとに作成された台帳である。

その他、地理情報システム（GIS）としても環境情報の整備を行っている。

（環境カルテの主な収録項目）

- 基本情報（名称、所在地、施設の概要など）
- 基地内の環境汚染の可能性に関する情報（基地等の土地の状況、施設の使用状況）
- 基地等の環境状況（自然環境（植物・動物）、水利用状況、地下水の状況）
- その他情報

（「ガイドライン」と「環境カルテ」）



※ガイドラインは、沖縄県のウェブサイトで公開している。URL は以下のとおり。

http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seisaku/kichikankyo/about_guideline.html

— 沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン(概要版) —

平成 29 年 3 月発行



【発行】 沖縄県環境部環境政策課基地環境特別対策室

住所 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 電話 098-866-2183